

山陽小野田市LINE公式アカウント運用規程

令和4年12月1日

訓令第6号

(趣旨)

第1条 この訓令は、市政等に関する様々な情報を提供する広報手段としての市LINE公式アカウントの管理運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) LINE LINE株式会社の提供するソーシャルメディアサービスをいう。

(2) ソーシャルメディアサービス インターネットを利用した情報発信及び利用者相互の情報伝達手段をいう。

(3) 市LINE公式アカウント 市が設置し、及び運用するアカウントをいう。

(アカウント名)

第3条 市LINE公式アカウント名は「山陽小野田市」とし、IDは「@sanyo-onoda_city」とする。

(LINE公式アカウントの運用管理者及び担当者)

第4条 市LINE公式アカウントの適切な運用及び管理を行うため、運用管理者及び担当者を置く。

2 運用管理者はシティセールス課長を、担当者はシティセールス課広報係の職員をもって充てる。

3 運用管理者は、市LINE公式アカウントの運用及び管理を行う。

4 担当者は、市LINE公式アカウントに掲載する情報をとりまとめ、発信を行う。

(発信する情報の集約)

第5条 担当者が発信する情報は、情報を所管する課の職員が所管課長の決裁を経た上でシティセールス課に提出するものとする。ただし、防災メールに

連携して自動配信される情報及び防災その他緊急に周知すべき情報については、この限りでない。

(発信する情報の内容)

第6条 市LINE公式アカウントにより発信することができる情報は、次に掲げるものとする。

- (1) 市広報紙又は市ホームページに掲載したもの
- (2) 市の防災メールで情報を発信したもの
- (3) 市民に対して、早急に行政情報を提供する必要が生じたもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、観光情報及びイベント情報等市LINE公式アカウントに掲載する情報として有益であると運用管理者が認めるもの

(対応時間)

第7条 対応時間は原則として、開庁日の8時30分から17時15分までとする。ただし、必要に応じて時間外にも発信することができる。

(遵守事項)

第8条 情報発信における遵守事項は、次のとおりとする。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）を始めとする関係法令、山陽小野田市情報セキュリティポリシー（平成17年3月22日制定）、山陽小野田市職員倫理規程（平成28年山陽小野田市訓令第11号）等の市の定める内部規程、社会規範を遵守すること。
- (2) 基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権等を侵害することがないよう十分留意すること。
- (3) 一度インターネット上に公開された情報は、削除できないことを理解し、発信する情報は正確を期するとともに、その内容について誤解を招かないよう十分留意すること。
- (4) 発信した情報により、意図せずして他者を傷つけ、又は誤解を生じさせた場合には、誠実に対応するとともに、正しく理解されるよう努めること。
- (5) 発信した情報に関し攻撃的な反応があった場合には、冷静に対応し、無用な議論となることは避けること。
- (6) 次に掲げる情報は、発信しないこと。

- ア 不敬な言い方を含む情報
- イ 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長する情報
- ウ 違法行為又は違法行為をあおる情報
- エ 単なる噂又は噂を助長する情報
- オ わいせつな内容を含むホームページへのリンク
- カ その他公の秩序又は善良の風俗に反する一切の情報

(個人情報への取扱い)

第9条 本人の意思によるものを除くほか、原則として市LINE公式アカウントにおいて個人情報の取得は行わないものとする。ただし、取得した個人情報については、山陽小野田市個人情報保護条例（平成17年山陽小野田市条例第9号）の規定に基づき、適切に取り扱うものとする。

(返信コメントの禁止)

第10条 市LINE公式アカウントに対するコメントについては、原則として返信コメントは行わない。ただし、運用管理者が必要と判断した場合は、この限りではない。

(市ホームページへの表示)

第11条 運用管理者は、なりすましではないことを証明するため、当アカウントのリンク及び山陽小野田市LINE公式アカウント運用規程を市ホームページに掲載するものとする。

(なりすましページへの対応)

第12条 運用管理者は、市LINE公式アカウントになりすまし、誤解を招く内容を発見した場合は、市ホームページにおいて情報を発信し、なりすましページが存在することへの注意喚起を行うものとする。

(補則)

第13条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和4年12月1日から施行する。